

国空乗 83 号 平成 21 年 5 月 29 日
国空航第 252 号 平成 23 年 10 月 3 日 (一部改正)
国空航第 122 号 平成 24 年 5 月 14 日 (一部改正)
国空航第 432 号 平成 24 年 9 月 3 日 (一部改正)
国空航第 153 号 平成 30 年 6 月 29 日 (一部改正)

模擬飛行装置のみを使用して行うことができる
航空従事者技能証明の实地試験について

航空局安全部運航安全課長

航空法施行規則第46条の2の規定により实地試験の全部を模擬飛行装置で行う場合について、次のとおり定める。

模擬飛行装置の使用による实地試験の全部の実施（以下「SIM 化」という。）を認める課程又はコース（以下「課程等」という。）は、下記の要件に合致するものとして運航安全課長が認めた課程等とする。

記

1. 課程等及び实地試験で使用できる模擬飛行装置

航空法施行規則第238条の2の規定に基づき国土交通大臣からレベルC又はレベルDの認定を受けている模擬飛行装置であって、運航安全課長がその使用を認めたものであること。

2. 課程等の承認手続

2. 1 対象とする課程等

対象とする課程等は、航空運送事業者（当該運送事業者からの委託により訓練を行う事業者を含む。）又は防衛省（以下「航空運送事業者等」という。）における次の課程等とする。

- ① 操縦に2人を要する飛行機に係る定期運送用操縦士の技能証明及び准定期運送用操縦士の技能証明
- ② 操縦に2人を要する飛行機に係る定期運送用操縦士及び事業用操縦士の型式限定並びに准定期運送用操縦士の型式限定
- ③ 操縦に2人を要する飛行機に限定された操縦教育証明

2. 2 課程等の申請

承認を受けようとする者は、課程等について、教育訓練の実施者（訓練を委託する場合は、委託先を含む。）、訓練生の入所要件、内容及び方法、教官の要件、使用する模擬飛行装置等を記載した書類を運航安全課長に提出すること。なお、承認を受けた後、承認を受けた内容を変更する場合についても同様とする。

2. 3 承認の基準

2. 3. 1

承認の基準は以下のとおりとする。ただし、操縦に2人を要する飛行機の型式限定を初めて取得する者に対する課程等(准定期運送用操縦士の技能証明についての課程等を含む。)については2. 3. 2による。

- ① 模擬飛行装置における教官席の操作要領等が適切であること。
- ② 6名以上の当該課程等の修了者（ただし、操縦に2人を要する飛行機に限定された操縦教育証明に係る課程等にあつては3名以上の当該課程の修了者とする。）について、模擬飛行装置による実地試験の合格率（1回で合格したものに限る。）が80%以上であること。この場合において、やむを得ない理由により模擬飛行装置による実地試験を受験できなかった者については、計算の基礎となる当該課程等の修了者数には含めない。

なお、操縦に2人を要する飛行機に限定された操縦教育証明に係る課程等を除き、申請を行った航空運送事業者等が既に資格若しくは型式の異なる4課程等についてSIM化の承認を受けている場合又は既に承認を受けている課程等に係る変更申請において変更内容が軽微なものと認められる場合にあつては、上記①、②の承認を省略して承認をすることができるものとする。

2. 3. 2

操縦に2人を要する飛行機の型式限定を初めて取得する者に対する課程等（准定期運送用操縦士の技能証明についての課程等を含む。）に関する承認の基準は以下のとおりとする。

- ① 模擬飛行装置による実地試験に先立ち、12回以上の着陸を含む実機による訓練を実施すること。

ただし、当該課程等が航空法第29条第4項の規定による指定を受けた航空従事者養成施設（以下「指定養成施設」という。）の課程等である場合にあつては、模擬飛行装置による実地試験後に12回以上の着陸を含む実機による訓練を実施してもよい。

なお、自衛隊での操縦経歴を有する者であつて、以下の要件を満たす者に対する課程等については、この限りではない。

- (イ) 別紙に掲げるいずれかの機種 of 操縦業務に係る自衛隊の内部資格（機種指定されたもの）を有していることについて、自衛隊において作成している飛行記録により確認できること。
- (ロ) 上記（イ）の内部資格を有している機種において、実機による12回以上の着陸を実施していることについて、自衛隊において作成している飛行記録により確認できること。

- ② 模擬飛行装置における教官席の操作要領等が適切であること。
- ③ 6名以上の当該課程等の修了者（ただし、上記①ただし書きに基づき、模擬飛行装置による実地試験後に実機による訓練を実施する場合は、模擬飛行装置による訓練の修了者とする。以下、本項において同じ。）について、模擬飛行装置による実地試験の合格率（1回で合格したものに限る。）が80%以上であること。この場合において、やむを得ない理由によりもぎ飛行装置による実地試験を受験できなかった者においては、計算の基礎となる当該課程等の修了者数には含めない。

なお、既に承認を受けている課程等に係る変更申請において変更内容が軽微なも

のと認められる場合については、上記②、③の確認を省略して承認をすることができるものとする。

2. 4 承認をすることができない場合の措置

2. 3. 1②又は2. 3. 2③の実地試験において、要件を満足しない場合であっても、改善の見込みがあると判断されるときは、同課程等の以降の訓練修了者について再度実地試験を行い、合格者数の確認を行うことができるものとする。

3. 教育訓練の適切性の確保

2. により承認を受けようとする課程等又は承認を受けた課程等については、次のとおり必要に応じて調査を行い、所要の措置を講ずるよう指示することができることとする。

また、承認を受けた課程等について、2. 3. 1又は2. 3. 2の基準を満たさなくなったと認められたときには当該承認の取り消しを行う。

3. 1 申請内容に係る調査

① 実施時期

2. に基づく申請が行われたとき、2. により承認を受けた課程等の申請内容に変更があったとき、訓練実績が著しく減少したとき、実地試験の合格率が著しく不良なとき、その他首席航空従事者試験官が必要と認めたとき。

② 調査期間

当該課程等の訓練期間のうち首席航空従事者試験官が必要と認める期間。

③ 調査方法

航空従事者試験官等に当該課程等を受講又はオブザーブさせること等により行う。

4. 実地試験の受験者

2. に基づく承認を受けた課程等を修了し、実地試験を受験する者は、定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の技能証明を有する者又は事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明を有する者であること。ただし、准定期運送用操縦士の技能証明について承認を受けた課程等については、この限りではない。

5. その他

実地試験の実施方法は、操縦士実地試験実施基準（平成10年空乗第2038号）及び操縦士実地試験実施細則（平成10年空乗第2039号）によるものとする。

附 則（平成21年5月29日 国空乗第83号）

1. 本通達は、平成21年5月29日から施行する。

2. 「模擬飛行装置のみにより行うことのできる航空従事者技能証明実地試験について」（平成15年空乗第230号）及び「航空従事者技能証明等の実地試験を模擬飛行装置のみにより行うための細則について」（平成15年空乗第231号）（以下「旧通達」という。）は、廃止する。

3. 本通達の施行の際現に旧通達によりSIM化の承認がされている課程については、本通達によりSIM化の承認がされた課程とみなす。

附 則（平成23年10月3日 国空航第252号）

1. 本通達は、平成23年10月3日から施行する。

2. 本通達の施行の際、現に改正前の本通達によりSIM化の承認がされている課程については、改正後の本通達によりSIM化の承認がされた課程とみなす。

附 則（平成24年 5月14日 国空航第122号）

1. 本通達は、平成24年 5月14日から施行する。
2. 本通達の施行の際、現に改正前の本通達によりSIM化の承認がされている課程については、改正後の本通達によりSIM化の承認がされた課程とみなす。

附 則（平成24年 9月3日 国空航第432号）

1. 本通達は、平成24年 9月3日から施行する。
2. 本通達の施行の際、現に改正前の本通達によりSIM化の承認がされている課程等については、改正後の本通達によりSIM化の承認がされた課程等とみなす。

附 則（平成30年 6月29日 国空航第153号）

1. 本通達は、平成30年 6月29日から施行する。
2. 本通達の施行の際、現に改正前の本通達によりSIM化の承認がされている課程等については、改正後の本通達によりSIM化の承認がされた課程等とみなす。
3. 本通達の施行前に行われた申請に係る課程等の審査については、なお従前の例によるものとする。

防衛省が使用する航空機における対象機種

所属	対象機種
海上自衛隊	P-3C
	P-1
	US-2
	C-130R
	OP-3C
	UP-3C
	UP-3D
	EP-3
	U-36A
	UP-1
航空自衛隊	C-1
	C-2
	C-130
	KC-767
	E-2
	E-767
	YS-11
	U-125
	U-4
	B-747
	B-777
	T-400 (但し、航空自衛隊において 教官業務を行った者に限る。)